諸家評定　巻二十　智鑑　下

和書門　類
二七二五五　號
一〇七　函
八　架
二〇　冊

内閣文庫
和書　類
二七二五五　號
二〇　冊
一五三函
九架

内閣文庫		
番號	和 27255	
冊數	20（20）	
函號	153	256

国立公文書館
National Archives of Japan

続家評定巻二十之目録　　智縁之寓下

一条　子を養育する法の事

二条　孝をつくすことを云べき事

三条　憤勇をもて歳月を費す事

四条　四旬のはなしの事

五条　他人のあげきをも見て楽べき事

諸家評定巻之二十　智雅之巻下

一　孫子を養育する法の事

それ父母として子をそだつる事ハ法なくんばあるべけ
ざれば。たとへ子父へを疎くして孝行の道を志すべからず
して孝の道をしらざる時ハ。父母の恩をしるべし
一　男女ともに。三才の家ハ乳房のむくへ志ざさんにぞ乳
まかし。故よく毎々へ習ひをたゞしおき合ひしを
物いふにおよびて。よくよくわきまへ事ことに任すべき
物とよばゞづつ好む所の厭合あり。しかしてかくす合
するまかせれ。父ぞうそのつに物にハ苦しとして下もぞ子
が悪業ならんを物とよば。切なりして是非を見るべし

されば嬰児乳を飲する時に病難をうくるは
乳房のあやまりなりともいふべし又子をもちて乳母
とる産母は懐中をとかれはいかにもせて飲食を
用ゆる時は却て病難をうくる事は是男のあやま
つもありといふべし然るに子として病難をうける時は
其父母の罪悪上より子孫に及ぼし子縁命する
時は其父母の冥罰あるにもよらず是に其罪を親に
きせるあればあらぬの中一あるといふべし尤生死は
ひとへにとてもし親わがん時はそれぞれの飲食を
えて命をたもつことあたはずして悪疾病に
とられて万端に気せを悪として死ぬるもあるべし

なるべきに定まる事なれば寿命なりとて実
時至て死をまぬかるゝ時は是非なりしかれども
実にしてまじはる事をやまざる事なし又
悪食なりといふとも傷しまざりけるなりとて
抑それはたゞすこしの誤なれどもこゝにたゞ
まなりといふとも寿命にして父母の孫に
まかするものこれあるにより孫に悪食をとらひ
悪因をおそれざるものは死をいそぐに似たりといへ
とも時にしたがひて実死は天命の道理なりたゞ
死をまぬかるべきことはあたはずしてあるまじ
ありといふべしは今の時ひとへにつとしてあらじして

災難をうけども。恩禄して富くるしさもなくとゞまつて
まぢしきもやむまじきなるべし。古語にも云義の富
ハ禍ひのなかだちなりといへり
一 又云家に有て八徳つかまつるハいまだ四肢よく
そなはるべし。此時よ有てより其子乃猖狂よ柔弱
の成るよく、かくの如く来たりとも一旦にしれぬを恐
しむべきなり。愚親かゝることも時乃悪ひとしてよ
あしまなる義をも知らざるまゝ見過してより
又父母のおやまわありとも。此云は年ばかり
はらわしても書き月してもこの事を見いだして
ますなかりからん。武家ハ云ふを町人百姓

のありてそれぞれ町人百姓たるべきものと武家よ
てそこうつきなかるべし。然るに武家にうまれながら
ハ、其家よそむいつべきもの
一 子又云家の時よ有てより父母のたしなみ一人
でなるをよき也。然るよかりそめの糧りまで佞姦の見ん
栄華の物食をもれどもしこりめをただしく。座をれ
元服をとりとこゆるまでなく。他人なりとも対よりも卑
懐なる衿ながなき、然るよ行末の善友の様より
わかれども我の多くわろとなるべし。人ハ十家
のうちよ家老則ハ悪みなるべくよく味ひおく
将の魔ハ生まで其子のこらおいでこ其子の末まで

からふであり。癖ハ草の中にて急ぐもとむるとき見え
らぶときあり
一 行書にの字つぶてとする時よりありがまんのつけし
おかくおりハ人よ峰つき三科のいりをあしと紙
見て筆われん気さしありすごしてよろこひ好む家
まずるべしぶくとして分別度任のふますなる事也
必ず生の動気とそぞうり判ハ中まの時よりありおかつ
ざりおむさとして。破ハふ悪の悪逆とくこ萬瑞義
慢の紛紙一字とくまずくらくもかぬ人まうこしぐざ
まのまれそれ。て死亦よふ物当紛様く胎病する家
亀ふかくとりて見でも気さしの実ふ実とりく総治く

こも気によりてまかりらん時ハおきまるまよこれと剣にん
うくん生まもて稀ぬ胎存とりまずとまる時ハ胎なする人
かくざりぬ。様よ実するありにも社と行そうておやぐぞ
初かそわよりて庵るまり義あるくぶれおそいわぶりょすあ
ますりとりてまてもゆかとまするしてはよう剣禁
もぞへきまもあり。かあぶとて又初めおなるり時胎なする神よ
して中まよりて對強なる人生ふ命ておきまくおも
しぱされば初かの時ハ胎なる祈なるくとりふとで。あ気
ざしふ実あると時ハせつんとぞんべくらん。語句生
内よ気弱なる人ハ剣度とどこし父母のいりふあそ
おい時ハ強き気そうりぞうまのり絶友よむりるくふいむ

ちらうち穂をあけつゝも合たゞ合をとこのあるぞご
やうの果よハ人さえよむてこれ我慢の氣をくとわ
らうしきつまめぐらしつてこれよのひらくとうけわ
ひハすゝの穂よわてらまたる時ハ云る苦りあさき
あびわるひハ又つかちかさのやぶまとてつきるさ
もめて追めぐつてわるひハ人のせんざいよまのひ入本
の実茸花とわもとこぼちぞわしにかゝけらまてる
時ハ出て跳うさ迎さるまかゝくして家の割家と
もれそれどがさんくにを私よちかきかりでいお
のおごろさをかられかまにて我慢とさえ候てう
ことべハわつくそこい孫たるものをどうくくたん

がんの言葉をくまりしおふれもくさをもつりん数度わして
ことの気となしあきてうる時ハぐゆく武士のとうしの農商
の家よりつて又町人百姓の子とうのんをハ出家とぞなせし
かるしどハ士農工商の家よ生れたとへば十家より
うちわてお家とさせしも山うまかる名の但我慢つよ
こゝろハ出家をてゝとぞうきまゝ言葉をうくく分別
こゝろのなく其十家とぞとくふかまでことも無とこ物言ひ時
ぱかるとど父母と害する欲とあるまじくする源
勤仕ふハされハ雅人の心を失ふして施ほどすまゝ
そとと云て其の時よ至そて云勝ほとるべし字
ふるまんたるわとんが云ふも人のとの分割くとらうしと

野気おしんきんとはらく割度一段こくまじくれし
一七家いと十家ふどうず付ばまづ手紙とおくりしせ
べし大男小男古老之高と共に無筆なりんくりへふ
り由こ衆仁かうべしみな秋家のつとめと称家と
仕あるべしおもく重ば芸能これしすてもおほきな
きちらぬまんれうるまいとのつら一筋に徳まぢなりん
一七家より十家までのうちにて下も宗匠とよく見え
たるてども男に生れしんの芸能とおもひをまねれわる
家とつぎたおかず手あまりぬれどもまづ手紙とおくそ
をあるべきまやるも紙をおくりぞちりてぬいわるか
りらに能書とこのむべきまにはおんどぞそでもの

書事は能芸のうちとすると心也。又芸能のおろそかなる家
とば代の家なりとふすまじくやくさ家をとらしむかは
おなりぬ。故よ武家の子孫などはなれども。さうまもつきなき
さ付は。およひは出家町人百姓とたるまじ。古今まりた
めしさ様し。是やしなれ共家と家とつづく。二男三男
とし親の紙とところむるまいは。家をまねようなくべきこ
と也。これ又古老之高ともに同じことなるべし
一十家よぶら人ひまにいたくのたらず勘の普請をかり
へてを見るとおくとしむべきまなれども。おくれ伏見おあるまことみ
ごとく気のようさへおぼつかば。おほきまゝにせつりんをきこえん
へうばんかやりのべ。ぶきまる秋情めして気さしもつとまもなる

まのうてばよくよくこれを分別して五戒をたもち但文字に
んすぐる分別は邪見のたぐひなり五逆十悪
無明は持戒なりといへり
一 それに十界よりみる時はさとりのこゝろとも云
いまのわきまへをいふべし悪のものもとなへて成仏
とつきひとつにて識を修して但文字のみ示して悪道の
物とあらはしてこれを弟子の為に分別の心
らしまづ折檻をやめてこゝろの心乃念仏にまかせ
こゝろよりこれを付てこゝろのまゝにあらはし下し衆
ぬ仁義をもつて善悪をあらためて悪を除べし
ますまなりしんで

一 十界をもつてみる時は仏人ともに本来親子兄弟の中
なりといへどもひとたび縁起によりてわかれし万端にまよ
の苦悩を受その生のまゝありしいつまでに制禁
ともとこゝろざし仏をつくし多くの悪をもちゐるべし
仏と衆生のみちはよるべきまへなり先大方に父母
子にむかつてなれを下し縁起によりてわかれしをりは親子
のなりて仁義を暗く邪の働きをなすにしたがひしまゝ
十界とは男女まじはりしたしきまゝなれば父母し
てこゝろのあやまちをはぢてこゝろまゝなるべしかなしく
十界をたづね子とならば縁起によりてわかれしとこゝろの
おやこのあやまちとなすことも一生は有縁の一心のつくりしや

但しあしく悪しきすゑにこの時ハ一たんといへばそれがあたら
ずとおもひハさてこそ他人へといゑんと信ずるなり
なりけりなども父母ものおよびをさへかくる時ハ友
達もどもなどさこそふかゝる時ハ悪しといふまとふるとも
人悪しと言ハれば辰歯のことし但友なくぞる衆
かまじりり邪悪のたびをもてあそぶ時ハなるなわ
推てしるべし
一千文字にあそてハ我家の学をも用ゐてまもるへき
ことなりぞうたに家々のつゞきをおもふにして絶
の家によんざしるべく時ハ家をさやくさうし
むかしハ先祖の親家をたてゝ其の家によんざ

しかるべくといふ事ならハたとへハ武士さえん人へハさうざうのみた
にんげんさらびべきとしてそれ色ハちとくつざ
なら妙らのたよりを入ふ相の義ありて勤仕する人
これハ十家よりかわりてこその気象ともかくにん
とうつきむるべしとそ子に家によくこゝろを
りやん時ハ一旦父母の剣家といげしさま一藝也
其父親の剣家とをけるたよりもちせう時の
ゆるしく妹なりんよハちたの跡よりうけ絶人
の兵よんなれ後の修道と悪しきハさまちむなり縁
よ親として子を剣するまでけしさとのうくて他人
の悪しきもろらうかゝりとみてこら縁よなるめ縁由

ふかきゆゑをわきまへず無きものいふが故也。又
親の制禁よおそれいて。先祖人よひいて卒
懐するわへそれかく下しえんわへよりうきとも
おりぞれば紀人乃衰えんハうるさんも乱さしけれ
わらくもゞ下。賊よ天下國家をも失ふ忘た
らん人ハ寛汝法にもそのまゝ乃人中にいるべきと
しひろいらにすひのおそくして罰もうるま
おもひ人無民ハもしひとつれなきもしひとハきう
どしてもつりふ和そきて身とうるむす
ハおかれるべし。故よ上たる人ハ恕をもちひでしひ
とおもくとむげけうふへなりや。下民ハ罰をうるとし

てうやまひそもつうくとすべきよもなれ
一十五六歳ハ一旬の花おゝり。故よちる所の花の苦患さ
たまるべし。たゞ人ハ善の花ちりうきて。もぞ実にい実
となる時苦おゝりされハ人も実乃苦患あるべけ
しとえてもいふ時よいてうくしかつも乱をおもわ
らくしいうまうくうるべし。西此よおいても縁
暮三月となるをいふも花乃乱をおさ実まらるべし。
人ハ五十歳となりいしてうふるなぐしとおも死
こも病乃うくえとむごい須年おとりぞもなふか
时ハこも来まつすゝでへといもおゝへふかしく
六七十歳の時よりいたを子乃生なを見てくる

よ私意なる職よりおこりて家の事をむさぼるなれし
一　此条よ及ぶ時ハ政をまとめてかなるべし。但
さ時ハ人乃気ぎしけんかでもとミやすきとハ論
じ法よ叛りわといふ事と云ども家の紛乱よ
て法りだしにしられハ多く心をどりちゞ乱て四
業らく善悪をめでしとべきことなり。又云此時
ハ随よそこやらくして乱れ親子乃罪とやされ
主従乃志をことくかけう代々の社稷をまもる人
つとめべし。ちと稽酒狂人のこゝろなるべし。ふるく悪よ
そむかするべし。かつじや酒狂人ハさめて後悔あり
然るに乱の時悪よまゝよってハかへて後悔あるべし。よくよく

らぬ事へむ此条よ及でハ仁義をたゞしかたき武士も
いらざる事なれバ家よむさぼりおちつく事ここにきハま
じわり降時と油断すく我家の心気むさぼるなるべし。
かりそめにも通わるにちらびじ悪縁よひかるゝす
かれ必人心ハ悪事ゆはびまやすくして善事
ゆはかたづきがたし。されハこそのきまゝにと云偏
てなのミとおそれるべきことなり。又云友の善悪とおく
たのむべき心ぶしおそく時ハまた我勇とおもしひへさす
むかしも古語にも君子ハまたは小人たりぞくと云
つぐ悪しにも善人ハ悪人乃ちかづくまじなりべからん
よくよく分別仕ることへ肝要なり

一壮家ハ二旬の中天よりいてハ夜の季たり男女の義志げる也。陽氣さかんなる時なり。故に人の心もおこまやかにかくかなしまずして生ふてハ必恥辱をとつて悪名のうきなをながして悔をのこし無益におりおべし。されバ此時ハ色を慎ミ無益をひかく仕務をよくなすべし一世のかまりをとゝのへて家をたつ也
若又色に亂の發をなすにおいてハ其世無益あらんよおいては親に不孝なる事あり末代までの恥辱をとるなるべし
昔ハ子をたつべき親ハ其の心をためにおもひて是也。云男子をもつべきもの

人あるハ末子ハ始の家をもつて家をつぎて
是又末子のはからふべけれども筆者をよくみさて。ご男相続の家をうつけなるべきさまをむかんやごとまくまた生れの家をとげらる。當時さかるなるの家職をよくつとめて家の名跡をあらたむべしてさまたげるべきまいら。又云昔は子にふつかりし時みるば實親ハ他人のこくらる様相べきさまもあらんが、ちよくまく成ての親よハとるにして。當時乃ニ親に孝あらんまたるべし
又云女子ハ母のためとくして。六親に男よまじゆるまかれ。男子にハ父のためくしまた母よ

ましゆかまかれにあらハしたりの法なり。さ
ればすべてとこてハ惣じて男女まじゆかまきを
べからず

二 孝をさゆるとすべき事

人の子としてハ孝よりまさる事なし。まさに孝を法とし
おこなひハ親のこゝろにかなふやうにつとめて。むかし
よそにつきまいりおもかり。おもひハ又父母の事をまた
とけて。そのかたちをたてよと。父母おなじく
命のかぎり其所をもって慎くまいり又父母死
てはなりといふとてもいましめごくにまいり下さる
又つゞきて父母をやしなひてつくしまして

父母の孝をおもくとりまいらせてハ孝のかなハぬ
ものといふべし
一たとへ我身をかばふハ父母の恩宅のは猶とべくて
孫をまてそのつとめやとらく父のしよ子天下はいの
うちふらん時ハ満点ならく毎日を本とを受け父
母の機嫌をうかゞひ事へさまなふらん死後又父母の
孝をおもひて志を取とくまふるべし孝をわん
として志を得とさまいへハ孝の大なるに
なりぬるをやおそれもるべきハ志をまとかけて
父母の方より人のこゝろの子細これある事を方に向
て礼をうべし是又古人の法なりける文徒をいとを

以父母の積悪をうくる事なかり。これを供養なさ
へきたらバ我身同前のきとをくゞさまなきりんハ
一四句とおぼえさる父母ともにおちそふ事なきがへしじ人
むさる時ハ悲名なる事なり。但まぐ隠居あるき
親ありて此外の人乃餓ゑ悲るゝ事なきさくハ差別
のまありましょ。外人のそしりをまぬかれんといふなり
よく是見んを仕るべきまかさまたの父母の積悪の遁
といふとしなが存ずまい。右文字ハしかへの人ハ先祖の悲名也
らん時ハ是これを結るにも先乃積悪よきさるふかさい
あそしかあるとは思へしぞれハ能もてハ手にあらぐり
あもまかさるらんのかど人四句をおぼえそいりあらじと悲名

あるまじき事なり。されバとて此事をおもふまじ
四句の誦ありしをこめて悲名なる事のきとを以て心得べし
也。若ほ人これを披見仕候ハゞ此段をよく弁へ
一親さうてく孝三世ことをおもひたがふなといふなり。いにしへ
わしへのうりの法ありしが富をうんもゆる三世ハ父乃藏を家
つぎとすべき也。されバ三世まで孝父の家をわすれたまはず
至てハ先祖父もあんなるをそてざるべし。又ハ父の子ふ
そむきさうものあるをとつても先祖の罪業成
えうびうとうしんものにて悲名となる
かならず又おもはめて発願とこそ
菩提をとむらひぶとも身のお忌にあつてたとへば

むかしの帝尹一まづ家内をとゝのへたゝめ行法をよおこ
し凡かうもん積中に此條下々まで様々父の御をあ
らためしてそれを父の法よおもいかゝ判へあゝため
て誠勝どもとしるべし父々と相ならじさ行法なん時
へおゝたゝむかう給ふなきされ
一父の義とおゝたゝむかるに至て長祥よ父の法令候
をむけようふゝはあゝじ父の行法よ岩ありば
これをとこそてをおうを除へしざれは右ふら子ある
なれおうとそぞてはくとあらくとしるべし無剛人
いりしは慍をおりし慾はは慍をとくあるとみえて
ふりぢぐく讒ことあへゆかるじとまねくるゝのはかとらし

のためよりなさずどもの心めいに貴すべからくにと前ひ
てならず德義とたゝきを称ひするよむあり
一親の實かんを積の時はたゝへ親の慍怒ふして好色
理ふにきつするとうてしてまとうりのそそんふりしと
志のそれをかくふをまれるこくするとうりかくしそれ
村義なりんかは親執和善とんほ日によも理とふよ
らふかはむよするへきり
一父母のそまはかりそあにてわざなるまるをく為めてん
ふく父母の釋りいふ慍にてあるまる相かくしてふで
うくちなをとうくわきま申かとも下てものかどと未
の慍をあけあざけるまするべし父母をあざけるは

なく身をそこなふ事なしこれぞ誠に親子の中
むつまじき時ハたとへ子方より手方乃利を得ざりとも
とも手方乃恥辱なりとし手方の恥辱となるべし又
みづからの賢才なりと慢じて父母乃恩をわするゝ事を以
なす也是人のことわざなるべしいかんとなれバみづから
乃賢才ハ父母乃さづけ給ふところなり是によつて人の子
の時父母乃養育よろしく善なる時ハおのづから賢
なるべし悪なる時ハ悪なるべしされバみづからの賢不
賢は父母のさづけられたるにあらずやかくの如く賢愚ともに
へしかれバ父母乃恩をわすれんよりおもてハ恩を知てはぢき
まへ父をうやまふことを忘てといふべからずかなしむる事

かるべし親ハ慈愛ふかうして子の身のためにせつなき
ぎやうさます自然の幼稚より教をしる
とは此身のためよろしからぬ事ハ先の賢なるによつ
て父母の教学をあひて善悪を知て年々所の
恩ありとおもひてなげきまでものなれば世俗乃
人みな親が生じたるをしらずしておのれが家業
まして親なりけるをしりて親勇にほまする事が家ふしぎ
恩をかうし親卿のあるけをわすれるまで富貴
木石のごとし
一孫にはなさこへ家のたすけともならずんバ子を
養育せずしてやむをえず我のありかたの

子にて生をうく養育すといへども寿命をうく
事をあつかして飢渇寒暑のうれへをわすれさせ
そのうへにおいても縁々大ある敬りいたるまで
命をあたへ又栄花をとりまぜて子をそだつるもの也命を
しかれば寿命をあたへ衣食のうれへをわすらさず
しくは生育もなし父母として子をたすくる君
なりといふべからずただたるとも家には
これまでもん人の君たる者なるべしとも孝には
限べ又云我家の作とめともつとしても親の威
とうしおりぬるまと孝の大事りといへども
ハ家命とあるもののこと孝といふべし

一 親のおやとうる妻よりこれをいふ物なき大婦
是よりしてむすこのちをとりけりその妻に疎略を
仕まじき事なり父かくのやうなるに仕せ
て離別をも仕まじきとのおやまちは大事なる
ことなるべし又妻として舅姑の介抱せざる又
私の父母にハ疎略するを親ことといふべし男も
父母またして妻の親に疎略するまじき事也
我の父母またして舅姑をするもの也
疎略とするもまじきなるべしどうぞの父母を云
しておやりとも疎略なきることさら好みくハ大かた
疎略とおなじことにてもどうぞの父母ニハ孝

とらへもありしとぞいひあへり。いかにも疎略(そりやく)なる事なかりけるぞ。大形の父母かは疎略(そりやく)といふにはあらじ。されば子たるものも其所なる事は有べからず。さまたげたゞ人は、とかく今の代の人の心は偽詐(ぎこ)なる事有にや。とかくさう様に稼業をもつくしあらんやうに、萬端にこゝろをわがごとくにもつくして、ことなき時は万事にも隙なく、つねに遠慮を知る事眼前(えんぜん)なる所にし、悲しみの愚痴よつて其事の萬端(ゑんゑん)につくしてことなく、大なにも悲と付あひても、何ぞの縁りありて年余(ゑんろ)なる稼業にするともなし。むかし又、吏(そく)として松の父母に審母の命はある事とぞいひあへる気をさしむるなるべし

聟そは妻の父母にたいしても、こゝろを疎略なるまじき事に其縁にむすぼれしは、ましてかりそめの事なれば、ゆめゆめ人の手にいれ、人これをそむくものは世のまことにあらず、人よむこゝろえ申すべきなり

一 離縁(りゑん)なりしうへに妻の事。夫(そく)の父母に孝(かう)の妻いたつても、それの色(とが)ありとても、軽々しく離縁(ゆゑん)すべからず(そうとく)。紀地縁に稼業にたいしても、軽々しく貞(そく)なる儀ましく候。父母に孝ある妻をば、ましめ貞(そく)なるぞ。嫌悪(けんお)にいたりても疎略(そりやく)に仕る事まじ。細(くはしく)かの時もあり兄弟のつくしにまじはり一所にて末に家月せて

出さる妻にハ父母乃志てしミふりきとりて疎略よ
なし一人ハ会仕侍るべきまむなり。妻の親類縁を
てうわしころなくきれそれ。一人ハ会仕を侍りごも女ふ
あるきにおそハ。両者の心り又ハとうしのおやまり
とん離別の事をきまむなり。夏炎時より三年あわへ
夏なる時乃境難をたのがをさる妻よむかうくとどし
のおやまりをとうるれ侍り嘗まるなよ離別を仕ふ
まをれとの道るるまする二親并ニ縁よたしん家
見ふたつしへ租宜なる傷なきくとらふてし和ゆすよ
社ふりんかどのおやまるもありんなハ宜免て宜せて
必老炎時よりのちなるをとうり富て任料あるさ妻

よ離別を侍る事をいふの家あうくさいれべし続
たしなとおもいべきまやなめいてねハ妻よもとこの
おやまりをそくとらふもきをれさり境無て宜そ
まちくし
一離別あるべき妻の事男の父母よ疎略なるも
御気そく叶べく租せ姑乃方ハ志てしらくして子なる
事ありともふかて離別と色あるべきまなり他を妻
乃親類へさそそるもころあうりんよねそハ囲捨て
宝そく事元男ねくしりとくる女ほとんか中そりハ
別義の西りもくとらふてさ隠るるとの他人
のたりぬおやうさきれ尤なり似也宜せてハもとあ

なりはひなれば子なき妻ハあながちにて離縁と云べし。又女
の七去(しちきよ)のうちにおいてハ離縁(りゑん)の第一なれバ子なきを
ざる也。淫乱なるハ去なれバ女ハ七去の内に
ハなれども又密夫(かんぷ)を家にまねきて悋気(りんき)をする事
なくして其子の内に子なき女ハ去人の親類も
其の中にしてまたむべき子あまたもちて子をさしおき
たる家ハ婦の婚礼人の子をとりて悋気(りんき)せしむる事
太よ悋気なるハ去。又親類縁者の中にて相談
の上にて去る事ハ絶人の子をもらひ悋気せしむる
事なり。今にて三千家を十すぎさる時ハ家
淫事をもつて夫の家にせまる時ハ子なき妻

ふさがれて離縁されしゆへ妻ハ去らしむ事ハ子縁
ともしむべきがためなり。もし又去縁ハ家の大事なりと
あり。又男とあなどる女ハ逆心ありと云べし。とかく
離縁(りべつ)ハ一家をもちし也。然ハ五度の人の姫をうけ
とりし事なり。又ハ女の親ふやしなひなれバ女の縁
ふかきによつてハかならず男へもどりて去れといひしを
おそれるべし。これまことに女の讒言(ざんそ)かぎりなきことなり
なり。又男一度妻をむかへ二度妻をめとる時
ほかの妻(つま)をもちて後の縁をむすぶとも、かゝるもし
の妻をよびよせて去事をつぐなり。ほかの妻にいら
ざるを女の悋気なるべきことなり。又他人の妻あり

まわりんにおいては後乃妻先腹の子をたのまれよ
継る事なき也。又先腹乃子にさりし悪しりのた
ころ先母もし遺言してしまぬ後
の妻よ子乃事をたのむ時ハ後妻先腹の子をたのまれよ
継る事後妻の信義なるべき事なり。されバ先腹
の子を継母よりもあつかふ。親の後乃子ともに
をるもの先腹の子にあいして無道をなすもの先腹の
りと見てなり。先又其女の親によりたる子の
と後妻よ腹をくらべ先腹の子を継母より
継る後の子をうとんじ先の先腹なる時ハ
今化の如くに継子一代に先腹乃子なりとそいふも

ことの悪行あらし時ハ各別の義也
たとへ腹ひ給ひ親ハ親に孝有べし。すこしも夫婦
の事をゆづる事親への孝なりとも不孝ハ但
後妻より出る男子にても先妻の子にまさる事なし
父母のゆづりをうけさるちぎりハもとよりのあとめをまもりと
もろく離別あるまじわるへからず又云夫婦のち
ぎりハ一度かはらぬ親のゆづりをうけたる家なりとて
もとより他家より来る者なれバ
先帳よもとよりまをまらず。或ハ生死かわ
さるゆへやもをかゆりと云て又も以動仕
あしたに八武家のならへに云勇ありとはいへども正道

のかしきにわづ父ミうくの恩をうくる時ハ大や
免し武家(ぶけ)といふべし町人ともあり百姓となります
むかうべしかるに親のうけたる来あり
とおひがてハ如来として世ひてまた親
とかんずるを時ハ人ハてあの害(がい)と思ハず
子ハ勇と害(がい)して悪名をのこす時ハ父母への不孝大
なるものなりされバ親のうけたるま恩あり
よつて大なる義の礼のま事ハくぢやりかう(りやう)
なるぞくまこと
ここに源(げん)勇(ゆう)とんて歳にて孝事
凡人ハ親んあるまじき事を思ふことしてぢうくもの

男とわるもむすこ不をとんむかしとてあり孝とするなるべし作く
人ハ武士たりん人ハ主君の恩をうけ知行を取て士とより
多る時ハ主を親の威光をもましてまし安全(あんぜん)なるべきさ
ますや又町人百姓たりといふともぞれぞれの家を先
とく仕る時ハ地頭安心あいきられ身をわ安人
にいり家を続て相続してこそ安全(あんせん)なるべし
らば親の威ともまたさうされハ我身が親
よくむすこ時ハ君とあり孝となるべき事なり
父親の家をつくしてあとりを仕りする時ハむさまふ
ハかんなれて眼およ親にも因果(いんぐわ)といふこと世に
ためしおかしたとへ面時ハ親の因果もぬく

又ハ父兄をうけつぐといふとも我身の過りとおもひ
たゞ川よりも大き父母への恥辱をあたへゆるまじき罪
あるとゆゑに親なりとも人の子たるへ不孝不徳和の縁の
みな親たる者なれバ人にかるゝ指図ハたゞおのがみの
たもてるべし孫よ教育あらバのちにたちまち耽よ教養
ときにはいへども子が仰て諸親と親身とせしむるべし
ましば合爵はいふく親法ハ見る所ようこそくあるまじて
事そ接来当りし所法ハたゞしく成けるま天事そ法
ゆゑありともいふなれど一勤和仕なるべくさまやしがあるべきを
ハ親在家なれバ指図もしたがひてつくすべきまむあり縁よ
譬ばまた父も親にまかせてなすべきものなり

なるべしことにハ兵法にも武士たるものハ主君の命をうけたりとも
親の許よりおそへいでハ天下にさへなきことくらして勤まるとそとり
奉るの時代にハ対義の心をまもりゆかざれバたゞ孝をとめ
て僻事にも実儀をつくして主君に忠をつくす
ことハ親の為なりとつねにまもりて子の成立をまもりて
されバこの親ハいとこしれおやまもりあしくよりのちて
る子の恩勅をうけたまハる親の料とゆるしがたき孝
たすけむとせざれバ人ことの為にハ我身の国君に忠
をはげまん役義をかためて信義をまもることハ主君
と後に朋友に信をつくしてかまへるとなりゆくまま
加たりかれバ武士たるものハひとへに志方のつとを

このこ或ハ喧嘩口論と仕り或ハ朋友と絶しく
たゞ当時の盛わりんまゝと知ときもかの形の善を
このこゝえん中乃俳行とふ陰附ハ自己よ大那乗
里親郡えんまゝ未知こに或ハ国君とひこさせ或ハ
社府とあさゆくまくこゞんへなゞりじん安ん秘戒のこと
地ハ人とこゝ先祖とあろゞばどべしぐされハら経始
まわりとて宗匠停ある事をハ大数ありとも物
あるべし又当時よハ捨失なるぐくとらハ先生達なる東家
らんをハ後日に到て福ひの身なきとうくじ。
されバ俳諧ふ付てハこのときさく後月てぐばれとし
宗依宗ふこさまかハ徳あるべし。たゞ人ハ稽古とる

人ハ嵐よあふりぬるふゞるるとハ仕まゝそ作意とべくさる
みもおのゞたとへハ人ハ俳諧の道をしらざる人を俳士ばかりそ俳
乃徳我ク云ハぞ鳥ハよく飛ありと知る者あるを
ねずミハよく細道を通ふをしり俳諧より人
たゞ人今日の業よよくされる徳あるにさされ僧数
志眼をもんでひくくさん心をとゝてくりしてがて理のと仕
きうにおいてハ宗匠の指乃秘歌と仕まへしそ宗匠
の稽ひとハあるべからじ或ハ又数の宗匠道一生を宗匠代々
嘆よ連りそ門弟を仕る手まゞくとをつふとも宗匠
乃ゝふ道ありとハ様子ひとつ門弟をバ誹句宗匠のたよ
つ先ハ多べしりんとすればハ宗匠の誹諧まよく定一

てまことを知らず。医も尽して療法を尽しけれ共時
ハ毅の痛みとも脈ともおもはず秘方をもちゐて
も相術をつげあらしむる時ハ毅方の精密ハ却
てそれまた味方もしらずなびきし内通して佐りてご
なさきまことしめをなきの此事とつけてもおもふにに
くすりのハ定石をあり志てハ毅のちのびハくも何
て味方の痛みもしらずのでこれをよく勘知してよ
おのぞしめをなとし仕損へ他文のことにて他
人の力量をおもはず思ふべし他へよもおもはず
なぎしめを時ハなく思ひもお虚弱めて覧よ
やからべく脈をあらはすべしされハ智計の要に

昔人の病をみるまゝをあらはすにハ有るべからず。医と
ゆへも医をおろそかにハ見るまじきなり。されバ占
あやしき書にもあり世我ハ仙人の秘経ゆゑにて知
らんと心のちがひなりても未熟のたぐひとしるべし
無きをはかる事をおやまちとなりて不ざるの術を
しるべし。たゞ病の源をみるに偏ずしてまよふと云ひ
あひて其病の用心ちがひなくさまで十有無ひ
てあらずも国土ハ寿をもたもちもなりと。数寄
其他なりとも毒を生ずとも急病によ
るべくおもふべし。されハ良薬の如く覧ある
て毒薬とならず。毒とならずて人と数害をで

つらにハわしくだる也。さて毒とおもふべきのたぐひあり
とふへり。又人として病なりんことを称ずるには不
ますなり。ぜひともに先毒合を禁ずるなり。是縁
よ吾とすのたのしみに。必人の勇とするとむつかしきとき
らぐんぞ也。一回あるに病とするものハ業ともにおもんずらハ
合この好禁たびしきにハ志くにの害に。おのんらハ者
式つきをわれん也しさ志ぐはくせぬ。是よりそ万端を
まるべきまじ
一志とうることとするものハ。勇をなくども手にあるべし
表見とすることはするものハ志なることましてなれども。ことに忠
とせるよするものは義士なり。故に大勇あるべし。勇

とせらるよもとるものハ血気の者なり。故に老てハ勇ハら
ついく。武士の刃をも耻辱の損なる。しかるべくほどらく味
ひなく
一忠とハ君命を背かざるを第一とする也。たとへ我
身をうしなはん程のことあるとも。わりといふとも。其
君をあげ我を捨て。わりんまふらんにおいては。其
家をもうけつりみぞ我身のかたちをしんまするによれ
ざらさんとするなりとなりべし。され共其耻をとらなる
まあり。孝ハ勇をとうするとこるとすり
一いま親の言を信ずるもとくして。ことさらに忠をいかすま
せとうるんしんず。或ハ主親と疑はんともあるの

されば楠正成くハ。義士なりといふべし。されどいつへんとふ
まハ望まんことを思ひ安楽をえんことを
ねがひ御くまず。主君をたいせつにけりおもふまいわきぞ
親身のための御くありしとみへ下しかるどいはへたつ
くしとりといひても。かされなりしとおもひ親身をとけ
つ安楽を継ぐにせよ。親身をとけ
なりのハ主君の忠貴を立てども。結句主君をとう
むりんさし出来とぞ。されバおのゝとくきハ猪
ひの猪するべし。くゆひまへ妹よふつけちおと
いかゞし先主君退を相りんする所わ忠勤いつてる七
おもし主君をとうしむりんされバ楠正成くハ親身の懐と

先祖よりの恥辱と遭難となる事肝要なる
なるべし。又主君としてハ。私なくさ御さとさぜ慈をしゆ
りおしてぞ子をあらためんと思ひ時ハ主臣の和ある
べし。主臣和あり時ハ万人のあとおのずからそ元
國をもちきるべし。されバ戦ニ三宝利のあり地利人和
又主臣主人一とふ時ハ。一人の前子のさすら入さまき
一戦場にあひてかけがたき陣をおとし家ぐんをやぶ
なるものあらんでありかなどそハ戦ひに稀なると
いふ元。主君ゆへろとびとれあらそハ。もつとも朋友とくさ
きとめてそふがゆへに一軍の列となるまいする時ハ寵
るべしとはいへども人家を破りそれハ武士のあらん

ば鼓ハさ所にてハ一足しも有べからず尤
つゞくるほど様に一歩もそれなる拍子ぐるしう
下手ぬ筆法とやぶるまじきためなり本間
拍子ハ拍子なるべしかるどは日にあるもんぞしやうに
あるべしあそびもさんなる時ハ拍子をもつてよからん
勤め仕る人
一　主君の前をかろんぜずへさがりてつゞがのれさ
しなとうしく顧友と口論などと仕りあるひハ
時のつぎあひあるにきゝとうんとも申ス事あ
りて出あきさなりあるに横あくし口論戯すべからず
の勤め候ハ鼓に向て一流の土に工夫の為なり

わが家流りまでの自宅ハ無気力の事あるべきことものに
よく熟とまへ
一　主君の役目をうら付時ハ我身に不和無力の役
候らうとハ見しは理をしらず上手にても
とかく不わるしど芸人の業なりといふ下手但一
足同にとうりとやうるしと云先生にて奏宜しく命付
かたよみのりにあぞつ稽古の拍子をうなりといふ
たゞ道心常にてあらず主君の一大事なる
時ハ役儀にてうぞの芸事に及べからざる時ハ
入てゆきとうりをやうどたゞ下つつうらふかきうる事
ありとう見つく度とゆきとうりをやうるべき事也なり。

いかんとなれば主君の機嫌(きげん)に逆ふ事。我身をかへり
みざるの根なりといへども。忠ハ身にはかへがたし
とおもふがゆへ也。又主君のわざはひとなるべきことをた
めに諫は積をかへして仕事。国政ハ一ち身にて
つとむれば。ふかくもいへども。中人ハ主君一大事の役
儀と云ひ力尽る身として。うけ給はる事主君のわが身ほさ
ってわたやうる事。七。其上主君のわが身ほそハ大
まかつて給ふべしといへども。猶乃大なる役儀勇
あるさまのふらん給ひ事。讒(ざんそ)訴ありし時分法
殺すそくハ。君の悪名をもするべし。又ハ其身の罪
のがれざりし。されバ我身をとそ親族をとうくべし

主君の悩たがふとなげくものハ。わがくびとも身をまかせく
かまハれをもするべし。又我身をたのまばよなくして主君へ
の諫さ先をおもふにおもふものハわがくびも悪名をとら
思罪有るまじ。服なる事ありよくよくかんがみまへ
一　主君へ実役をば給付何へいて作せいさくよく忠積仕
まず事わりと云ハ下しまりあぶなくなづくの力量
にたるる程の勤なりんすまへか勢(せい)をかへ積る事をあり。
りなくともなまん給わるものハからだをや積る事盛
ひかりん様よなすてだく一道(いちみち)に君をさりなしへこと
ひたる自力をいへ対補べしおごくんかなりへ無気(むげ)の勇(ゆう)
さらずしむるのなきをさりむかる事ハ勇あまえず

敵を討捕しるし付ハ主君の姓名ありとの事也
なさけあるかりされどもその姓名をくりと
ぞして主君の御なより外ニ実検ありて書置
ねとして〈しもの〉は任者印ぐらいに分付ハ手首〈めいぼく〉の御の額に〈どやくにん〉
ありとみゆし敵一候〈ぞん〉の人数ニ加へくわしく候ハゝ
付らるゝ事ありやうなきままでずまして對陣〈くうちう〉のさき
こんなく国分なりんよハ法にて守りて事あり候文
付の首〈しるし〉にまきそべきまする也出利万端ハ主付を
其の首〈くび〉になるへしつちかひよ名の方なれ
一ぞハ首〈くび〉の義ハ其文御法ひろいくびを付あまりせ
ずこの書へしありとハ見るのことにて候時ますなり位

敵わく首なりんやよハひらいてくるまりハわるなりとも
なるとんだの首を付る義ハ主君へ〈ゆえん〉申して事まかり
科〈とが〉させるべしぞくし首御仕るへ又公の力をかりてるる
ハ猶更のりさてもうハべし様よぞくひハ必ず實方
と云へ下へ武家の大将ニ至る〈ちうざい〉ならぶきさきえや必ずハ云
ひろいくびハ敵もくらまぜりいはぎくらんぞさせをこぎさのと
いふへきますいまれなる文吟味をちつきこあるべくの
まへある首なればひろわせどの主働さしたる手柄なれ
とくにはそあしいはまず思ふまへいだるくびの科〈とが〉なりん
をとくずるとまなりん
一 主君〈ちうゑん〉御〈あつで〉るの付ハつるんで次しとふまれます。

事ありしくものべし。傾城は色ちかふおほされてまいらせあ
らんずれバさしてなきまじきなり。一はじめて傾城
のぞむ事あらバいかなる事なりとも川へ
しづむ傾城の首尾かなふべき事なり。傾城文かはす事と
一 又は傾城を受出す事ハことさらなき事なりといひ
付て。よろづ兼て一命を捨る覚悟もちたる時ハたとへば傾城
借り銭湯よりおもひすゝむる事もなくハたとへて
思ひきるまじき事也。又は女郎の身にかはりて傾城
ありて一人ハ銭湯にあるも又一人は国に有
あるまじき時は後を見しれずとのぞむ事あら
千年の契り傾城を人に見せしよりハ何とかなる人

一 かの色道の極意は心の内の事にて口伝の
うへ時は人より傾城としてさきの事のおもひ
なりまして銭湯よりはじめて恋にしたがひけ
るゆへにた人の悪を徳の一つとおもひしな
されど是の料のかたき事へかゝりて後の人たらバ
をいかにして事あるなれば思ひきりて後を
ハ義理ありといへども分限にかゝる傾城も
子細の事は一度の内にかはりゆく也
中をまてつゞく事やなき傾城はよ
くるしからねバ其後の傾城十分になりて
かならずとかくの事ぞ。よく勤むるにハおのづから

たとひいま先祖何ん末代までの恥辱なるべしかゝる
ぞん軍法をやぶりみづからにつきからひをとらし世を
譏のそしりをうけんものぞ味方をやぶるほどの事あるまじ
是大に武士の恥辱なる子孫にしをしへ下
一族てき人へ御機嫌よそはひさぐる者は弓矢の徳
しき條々よりし見すてさきのほどの心を察し
まことを尽すためにはとゞけんとて詮議に
事むるべし是ハ又親類一門の科おいて主君
の科をうけぬるにハ一旦まづ主君への礼儀なる
どんなやまことの御為なれバ身の主命をとぐ
あるかにおいてハ親子兄弟ありといふとも科人

とらへられ事むなしからずしに親子兄弟縁者の
たいき門ありといふまじき主命によつてむほんをたくみ
ふたゝび仁義をもしらざるべし不忠の至り
ならむとて又親類一門に科あれば主君の義理に
背き親ハ子を捨て去るれる時ハたとへ親類
一門といふ絶すべきなりとげくまじなるべし
の命をたてとりあへぬと主君の奉公ありあるべ
からんとおもひて君親をたすべきまゝにおもひ儀あり
からくに断絶後の親類一門のまゝとふ埒にあて
主君をころしたるまじき事あるへんしたるまねも見の
見躰のなんぐらく前後の親類一門の恥辱ハ浄瑠

なるべし。されども又ある人の勇気ある者なりとおもへる主
君の重恩ありとおもひて忠功をつくしける時ハ
父母兄弟親類一門の恥辱をもかへりみず
孫自主君よりの恩禄を以て義をたつるの名をあ
げあるべき事ぞ主君又其君の寵愛ふかき城
味方を防ひて一類のめんくをわすれさをまかへりみ
らんハ親類一門のもの偏頗ありとて千万まで主君
に對しての恩かんかうかもつてハ恨みんぞなかるべ
きからんや
一類におゐてもさすがのあやまちをもつて主君乃
剣難つゞき時ハ党徒をあつむるためにふ

私のあやまりまづなる事をおもひ。主君の剣戮
つゝしむ事をうしなふ事なるべし。禄は少辱をふ
雑言ハわざはひ恥おほかるべし。況て主君乃剣難
をうけらる時にいたつてハ其のあやまりをかへりみず
てかへりみ主君をうらむる乃心ざし。怨をいだく
大ふ事あるべし。又少事のあやまりをもつて大ふきく
て主君のいかりをおそろしくものハかならずも党徒
をわするゝたぐひのものはかなはず。まことの常をうしなふの
つゝしみなく主君又一家のあやまりあるべくなれバ
いふとも党徒をあつむるためある時ハはじめのいかりを
ゆるされさせ給ひてハ金法を賜ひて事なきあるべきこと

一他人の悪事をいはゞ主君の咎めを請らるゝと心得べし
少しも主君をうらむる事なくしてたゞ我身を恨べし
とかくなすべき事なきなりたとへ又我身をあやまり
なくとも不運の悪人のまじはる時にも科のがれがたし
なりされば悪逆の者とふかくかへりみて主君を忠
節を仕ふべしもし悪逆の者をうけとめ
事もあらば悪逆の名さへ仕るまじきことなり
みだりにいふべからず細々に出仕せぬにしかず
諂ふ者あらば仕事ならべしめや其人
へつらふ時は主君のためあやうき事もなき
あしくよくんば汝ならべし云家身に主科といふ

なき所へよく人をば又は主君の御ためにもよろしからぬ事なれば
他人乃悪事乃なかに主君のいかりをうくる事
至極なりと言又言たがふ事もなく仕べし
一頭より仰付役あらばその所の下より役を他
人より仰付又ことづかる事なれば下輩の役儀を
仰付時もかならず主君をうらむる事の所なし
と思ひしらば又大事の悲しみなりとも主君へ
うらむる事なく只うつゝの理をもて
仁義をまもりてたがふ事なりされば一度
あやまるこれあらばかへすがへす苦悩して
とがむるもあれば主君の時はすぐさま恥辱

さんわざなりふくじまあられ。たゞ文王ゑたる人は
ゑまの身持とおもふたなまうるそんぢやうどのおやまり
とかされさ世話あるべし。我等一家おやまりのぶきと
いふ先。きを祉と若き見性とおもふたなめわまれをとり
あり者は不庵の社寺は知ずれんのたましめずし。故に文王ゑん
よたりしてかし宣王を称がまかれてさづうの穏の君
あるさなるまに前の不付を出で世をさぢ人を悉て仁義
をたゞむじまたむあり若宣王ゑを云うまいじして一家の
おやまる主さに社寺は見性とおもふたなめて身
いふ持さまるべし。文王ゑんはうとを称ふ付は。こゝ
身にとる先行くなり抱じし逆にてたちまち覚

端の事たへしぽくれ切まん
一通は何の首尾にとわ。又家なじことたからんのかを
色ありし王手をきへと見んてもりかなふりけん地団よ
知り。先王とあさなり職も手をきまぐうじ。井乃受
仁義にそむきさ。井二丈一度去てひとうまりする首
ゑんとわざなるす。天命と公を人まさ手也。まさとゑん
王をあざなるすは。我身とあざなるにひとしまさず
あり。よく勤を仕えん譲るあまたかはさ人は我
身のおやまるとおもふきんがなかに。先王の教をあけ
修業乃社寺とさとしておもしこゝろ教あれぢて
立すりなる語をば経くの罪すと称てあざけある

あらそひとかんしうけまつりハ先主の悔をおげ。我利を
はくさんとせら時ハ先主乃悔あらよすさまじき
ゆゑハ臣下なりともおもふべし。去れバ先主の悔に
相引とも又なかりき去をバきさんもつてれうさ
なりとていふ人有へし。されバさんじ詩
家中からんにハ。臣民世の由ありてうへとあるへし
ひとしく。武士道をたてなき義をつくし。天下か
ん附まもて討死を仕るべし。おもひ父都平たる
時代からんにハ分をとひそめて世乃様をも見るへし。
第一ハ安男ある人なりたる。臣ハおもろく一度ハ讒言
ありて二往まかり。縁よつて又其人の讒人ハ二たびまつへど

さて人や侍へるに目利するわけなりとて先主の
事を悪口するハ。武士たる者の大将なるべし。さバ悪
みもつふかあらく。人をそしるも。悪口となりまし。悪
家よ住居する人乃業なるべし。かなしむや主君に
ころ家中に住居する人ハ。主君も辞にまんハ
わらじ。なんぞ清めなりんへハ。先主乃悪名をも沙汰
して我悔をもらさんといふべうバ。あまりに悪
逆の者といはるべし。なよ。先主をわざわざ明友の
悔をおげて。其のままか利あり様祢りやかさんと
するまわざまし。さえ立るべし。然るに其人
一向のふ付てて。主君の出来へ事とはなさするか

されば文と武道の人なりとは主君に諫言をなし
うへなりといふともぐいにも宗義にしたがふべく
主君の仰せにはいなやうかたむることをのぞみて稽古をなし
ミくを強くもつてわざさまへつくして猶ちかくをりそあらん
ものなり。誅よ主君の威をたてらん事の時は
威をしめつらく稽古して文武下知ありてこそ
とは主君の名を耻かゝすべからずかぎりなきかたべきさま
一事さらにきかずよりて存ずる不敬なり無あるまじ
義をすてびく氣をよそにふりおとすべからず。これも主君のあ
はなれるも氣を強く事をなり。されば勇あるもの
いかなるもかたにてもさらにいかにもいかなるかんとも

たくましき時は勇そのうちにこもりてすべて武の身より出家
とは武士ては自力の道をもて主君の御恩をだ
ちかく武徳の事武士の法なるべし文あるもちか
つく敬あるべしもとより法なるべしを時はすくつけ様
法の事もあるべし。おもむきは主君一大事の時は命ふ
かり主君もとも随従をつくしさまをも當してぞ
の力量をあつさんげ先に敬よりけるあまさんへ
とおもひおもひへよしなき勝武士のこびなくさ
げ事をいへどもかぎし但時の前ゆゑ不覚り
にのりきざをも主君の法りよ無きりしける
万端にも時ましとなるべし武勇の後の文字へきすべく

一　ミづくの所作とは兵家に作法ともうすことの三ヶ條ぞ
相文言高法綱法よ於りめしに芸能ありてんれにハ九
以の事なるべしされは兵法乃法ともいはずて弁ざるを
まもり總乃作法兵法乃子書にて記る所法作の事
兵の命ありともよべしむきこの作法にて三ヶ條ハ様あ
つまらいやすきも兵家よ出し仕ることにありて所ハ捷わさ
くミゆるまれぬり小刀もやわらかき人をしり兵
弟子とかかんがためにハ法文の兵へんいふまでもなくきこえ武
ハ我身の遁ぬとるむすることみてくりで愚者人ぞん
東なりとくすべし様よ古徳にて同時九品部より上
しかれそ後ハ一心の思よりもとるとあり斉にいふとの

ちにおそへつけの何ふめ見所ふ於てきあふさせ山田のの
とおりがよくものふ於ありべし從武法の実作ふいそとハも
家の都動の志とことハ心化ろさ程を於りしむまありそれ
し様よ太るの下にてき動乃志しよかつ人ハ自身
のそれ記わたしわたはりの武志を見りそて武法を
さらへのこと働きさをありしむるまでありさて第子
つまえいふべし偏く動気仕のへいきまれ
一　武士たらんとけんとかくかさちにをもってし力とん
ふしあつかものそ切るとありそはべうして兵家
き働きを善ありとさうべし偏しに於流乃軍書
わまにんく於りしと見えたみな実作あうとい善あり

とする人也それに不実なる者ハ敵にむかひてハことに僞
ことかく軽薄をつくされけりとのすこしにてか
ましてをこなふにハ律儀侍の相として有人ぞます
あり文実似たる僞ものにはづれての書もなきかる僞
こなりとのふさしてあだなるべしふりにさまはめんぼく
こまりなされハ君をとまもりつゝしてあるとまつくやせ
せざるハ善なる人也
一 武士たりとてもおのづから戦場の為民をの主君
あらそふまじきれバおのひハ事もなくひとへにうちはれハ御身に
付て佞人なるまゝなり戦勇の国君をも諂
してもその名のはじ見んよりはん極めてもかげすみの一段

國民の為をたのミによろこぶべき事修をめぐらし
私至為乃仰付らるゝ役儀をとゞのへしめて親
子兄弟までおのがうちに戦勇乃忠臣をもつてかへりみ
て為を大切よおもふ事ハ君のつかへまつるところなるべし
武家ハ治国するにまよハぬ武民よりハあらぬ事
あらそひにハ光おのれひハ親勇を行ことおのれひハ親子兄弟
とつかずばよらぬ主君のこゝろんをつくる人ハ臓をまもる
侍ハ心ざし主て事なき也おのれひハ親勇の恥辱をもつし見ん
主君の為兄んとれそれぞる為をこくと見てこゝろ備
これ主君乃にこれんとも辱してもろつくさんぞう
たとへ死ありとも其道善乃善をなす者にはあらざるべし

は人のくるしみを嘆ずる人

一　すぐなる道にて身をくるしむることなくして其文を
学ぶくわんぐんさを好みて他の教兵あることをまなばゞ
その経済するといへども道にてあやまりある一生涯の
されば文武の外は大事なるべし猿の後手なりとも
ひくみて身をとるなりしてくだりて恐るゝを
あらわれたるべし是みな志ぎんの正理なる志をかくれ
文武をこゝろざし忠勤をとげんとするならばせめて
あきらめ庵のくるしみ不断の忍んで文志ぎんのあやまりを
つゝしみて学文武兼道をこゝろざせば其料をゆく
しかし終日かべて加ふる武勇をなりたる人様よし

たゞ道を知る者は日夜ともに心をくだきて死
一　主君の先途を見届とゞけして討死の武者ぞ若殺
ようにしてならずして絶命するは大将の忠にあらず忠臣の
忠節なりとは云ふべからずされば生害して恥辱を後代
まで残す様なるは武士の本意にあらず候て其ものゝ
なるゝ道理なり絶命の時にいたりて猶大事をとげんと
身の主君と共に恥辱をまぬかれて其大将の名をいだして
一　主君と共に討死して恩をむくはんとする主人の心
のなくさむさを知らずして味方の武勇をつよくしていくさを勝る
とならは時をまつて討死は仕合せの時は若死をする働
きをしてこそ仁義の働きの道を知れる様なるといふ

た雅俗ともにおしなべて仁義をたてしむべきことをかため給
ふべし。まこと忠孝よさにとあるをもひ一軍の強弱を
をかんがへざる働きいたし、自分のちからのつきるまでよ
しといふとも忠法なりしといふべし。されば軍陣のこ
とわりをまもりて義士といふなるべし。然れども者武不学
なる人はたゞ人のがれがたき科の定死をかろしむる武の
紛路無益をさへ然なりとおもひ、父母をかへりみ
ず強勇をもつて治て無益を犯しやくにふくむ窮
紛をあつかはれ命を失ても名をかんで父母のなげきとなり
世に極みなく不孝なるふの人なりといふべし。無益の子
細なりて絶命の勇を好ひ得とまなびとしゐて

不孝なりといふ治をかへりみんば忠武よりてしこゝろざし
なり。又忠と武と備へて不孝の人なりといふとも目
御前へよきは働きして高名をとりとて死をとるも孝
なりといふ治は忠孝のなり。父母のがれざるは
大病と看病しへりといふ。元不孝の者なりと又治
忠孝なく不忠なれば忠孝武善なる時は忠孝の無益と
は無益なりといふとも、忠孝武無益なる時は忠孝ありとも不
た初めとそれはいかさしくせいきの人
一　父母にかへる美食をあたへ安楽をあたへ、不ひもとの
ご孝なりといふべし。たゞこゝろの孺りをとゞめる
しおもて無益とも心をみかゝりて楼閣中に父母

の気をうしなはん様ふと心をつかふ事。孝のいたる也
これ古人のをしゆる事なり。父母の病気とはさらに
たゞうちにしても。先我身の病疾ならん事をかの
へし。父母にさきだつて死する事ハ孝のたらざる也
一父母よりさきにたつてしなん事をおもへ。ことに惑乱の恐あるべ
大辱をうけても。前に命をすてゝも事たまはりやまず
つとむるべし。されバ孝にハ命をしらうべき事なり。親の
きびしきをそむかず不孝とする事。実母なる人をさる
是武士の法なり。町人百姓なとハ又各別し
一父母に孝あらん事を世にしても君命をもそむく
事なれ。君命をそむく時ハいつても孝の道

法よ及ハざるやうなるゝじややぶれはなる人ハ我家の恥
辱をうけん事。父母の恥辱なりといふべし。ひとへに君
命なりといふとも。その役儀をあづかる御前に造言をなす
ならんとみてとり。敵にたちまち乱に労難をうけ父母に
をよぶこと。おもへ。大勇を恥辱の死となしてもさ
けし。されバ君命からんにおいてハ。我身の恥辱ととらへりざ
る事。武士の本心なり。ちうまことの心ならんものハ恥に
生とをるべし。又忠義をかんじ先祖男代の恥なりとし
やうふと仏ハ其時ハ我心の武士なりといふべし。去り
バ実のなきハ恥よりも思はるべし。さきだゝんとするものハ恥を
辱をうるべし。忠ハ孝と同じ心もとなるべし。又父母を

乃けごげん中きびしく時ハおかりなきとおもふに主君をうらむる事
あるまじとおもひなり是又大きなる忰なるべし　たとへ父母
よりおやまさりとあたしまて主君のけごげん中に違背(いはい)する
ことなく候ても父母乃国君とたてまつりて主君とどう
らをかくむ事なれ共是は信をうしなふ事なり　至
君の命によりて親のくびをきる事ハ孝(かう)の道に
ハあるまじき事べし　然に父母を大切にして主君を疎略(そりやく)に
致すものハ七勇に懈怠(かいたい)作り家の恥辱となるべし
又主君乃命(めい)をまもり(とりん)父母の国君と雖も守備志ハ忠
なりされバたとへ父母ハ大悪逆(ぎやく)のものなりといふとも勇
ハなんぞ是を殺(ころ)すをゆるされ時に於て大忠勤(ちうきん)と

ほくしある時ハ先祖(せんぞ)乃くらゐをもとらるべし　さうしれ
親乃くびをきるとしいふ是君命なる時ハ不孝(かう)にはあ
らざるべきぞ　む一旦(たん)ハそしりもあざけらるべきといふ
先君のめして忠勇の家なるをかんじ　忠勇又忠勤(ちうきん)を
つくして先祖(せんぞ)の恥辱をもそそぎたる時ハおほく不孝(かう)ハ
くハへて大なる孝なるべし　能々勘弁仕るべく
一　主君と父母とのいかりをうけたる時ハおしく利をとる
ときハまなれ何なれども父母のききんに逆ふべからず　又
へも勇なきも利といふなれバ不孝乃大なる也　又主君乃
ききんに逆ふ事ハやまひなきに至る也　されバ
怙日に於て是利をとるべき　おやまさりなるを

尸ほけ。主君と父母とのつかひをやともにもまかせなるべし
一主君につかふといふは。国法無欲して。万民をそだて
我は数寡らんまでをわすれさせ給ひて。下町乃極真を
そのむかし万民乃父母の命をうけたまはるの所に有りて
くはたらきて背ことぢんよくぞむ國と志するをさ
うらとのふた。主君乃けさげんよ遂ひてたびたび緣を
結びまもなるかなはどうちびよんはなひそ。主君の
あけるて時としけさげんとうるふまだするか恩
ふうべきたちとり。又父母のまはうむとし他人よ人むくいてふ
たるる儀あそく時はひいて主様よ逆そ実見んと結ぶ
まだ先是。又ひらびひよんはなひそ父母乃恩をりと

いましめぞ他人のそしりをうけさせふかくは大なるふ
孝ならべし。よくよくしたはなん
右よくくれ勉す可べし。忠孝を初もちざる時は今
ふのたなし。忠孝を初もちすのは義勇をもつくれ
さあろへ職よ君てる者わりどもとしても臣為家
臣なくんば君の徳ぞ空しく又臣ある臣あり
とりふ君に小君ある徳あくんは半家ふ臣ふも
日ふ臣宝なりとのふ元れも君ありぬんとれる
主君なんぞゆくふなりんやさればま文德宇物勞
あしわなり創業数とやおなかのは家をつぎ父
母よ実わりとのふともそれして孝を初もはざる時

いにしへの人も和漢のりやうてうに文ありとも毎
のたまふまことの時ハまさに釜の中に百姓親子夫婦
兄弟の五倫なること治る乱の法とすかやうに七
十四句の法なるのミ
夫子は学に四句あり人は四句ありて四句とは物の十五歳を
まなびて次の十五歳と云ひ次の十五歳と持して次の十
五歳と云ふ是は易にて卒卦なとされは四句
としかるに人ハ世をへてわかきのうちに一度西方りこ
ろおかんまのは六十さいの後ハ人おほせを持て向く
まり夫おもちらくまかしこきあれもとこきん人
の智ハく仁あり勇ありて人へ申さんにハかんをもちいて

ろして世をさらしむるにまかるべし是をおもんはんに立さん
紀をそむきたるにて世をさらんとすれは忠の人もなく
也をべしたることわりあるまじくいかにもいかにも臭かつしからずを
継に智仁勇そなへりとて人あへりとも思ひて何
のたまふとても一芸ありとて人あるとんとしては世をそこなうす
とりもせずしても此心の命をつかまつるべくして一芸あるとも
いと芸のおりくりとりてつつしてはもとのそれに世をそこなうてん
とりまをれ経文字の外は一芸の継をあるさ
ましてや兆へいかんくてへ歌をこそすなはち
たまひつの道をさところのみの若をはとて辞
さしてわかん人のたれとけとおもしめし人経文字もとを

ゆづる人をこそ仁者ともいふべく又ハ富貴をもむさぼらずして清廉
也右の芸能あらん者ハ正直に申のべつくし
侍るにあたれ又ハ他をかりて又師匠などせず
ならずも芸をゆづり其人をも時ところの秘密あ
らうべきものなり是又こゝろとめいふへし
一勇士にてハ武具の具足と評判して武者とな
りたるをかしこく勇ありとミえ侍る下是又武
者くわしくかぎりしぞ町人百姓よりも実割
人ハ鍛錬よりも侍よりも芸道の事をもかゝさる事を
わかき人のたとへにも侍ってさもあらずべし
一人ハ四面乃将是の儀をもいひ出してそらんと望む

まれなりとぞ百人の中より十人千人の中より百人万人
人ハ中年の人此ミくそくにして四肢すくやかなる
人と定也さるほどに老功の士ハかならず心に用ゆる
ゆへ人とおもんずる時ハ忠義ありとミえ侍る下たとへ
ハ武士たらん人ハ国郡の賞罰つまびらかにして其徳を
あらん事をしるしとなし戦場にをいて八部作法
方の強弱をよく見さだめ地形の通路
つま兵の付とりんで陣方の前後を繕て八致の作法
をせめとりくさき地をやかまでさかんなるをもって武者
まねしへとつまびらかにして一軍残ることなく勝利するゆへ
ハ大事のたゝまちとゞめてしかるべしともに四句のかけハ武者なり

あるそひつきりみをとえげおしびさんかけどこのくぷさ
まれて自分のえくなれどこの母と出り胸に稽義なり
べし他文を人へのおほししよさべしぷよく動和仕る人
又可合性さりしかしただ我身の働さよりりんあるとへ
あんじやうの義としく年中わるさをじもくどお
出り四句のはなり働さ太るなりあまれなりべし
一士農工商とりに四句のはいわをりのみえくとしく
強きあらりんまむおりぷおくどとミうつのさぐん
よ道なきなるそくとつてもぷなるどもの約息
人を宝すなまあれ文化人の要道とさてぷん座
く要見人と仕りぷわるく人にはぷやうく和しして代

身の善悪とくへりとはつて世のたあしよりりん損なと
ならずかへしでよ位かりそれ人の為りとつかとし四句に
すぎざる人をば父母のごとくにあつかふまじ中々
の人の用ゆべきたるべし
一士農工商とりに四句とうえ身の時は世事のつて
絶その外の人の家をさまざまにあつかりなげて
身をりぞくまし天の道なりしそりかひけらん
苦ふりはりべき事ありぬれ文作とあしきをもる
こうへ我ひ方事ありぷまるさ人毎らんをはとや
く孝子とすとせしものは半生の禄の極く
孝子と仕るまじき也二千石よりてさらば禁とこ

ともかくも起請縁よ嫁するうちハ子孫(しそん)をうりとむべし
きのためなり子孫をまもらんとは家をうしなふべき
ならずたるもなり。これハ仏ハ春の大なりとい
てりぞれハ我家の作を先をわするにしてこの家を
やぶるまじき重宝(ぢうほう)なるべし。仏ハよく勤めて土器をのミ
一家士四旬乃ばかりよりすこし前より入を仕へぱ皆
と称ず歌の術をもまかせ世をとゞけ平常に備べきん
あり。たかくへくらしの書文をおさむへのうらゝとは
ふのまかりとつけて山居(えんきょ)をまくを住かなひハ何
そのあたらんの禅(ぜんせん)ふ後によりてふくつくし。心四旬乃
ほへおゝと縁ぐが家をなして子孫(しそん)に我家をゆづりて隠居(いんきょ)を

ともかくの武文ハ兼好法師・武士としてよげなくやうのゝ
かはかりぞたゞ人ハ主君の恩のあさくまでを知りし
あらひハ子孫(しそん)の為とうかしきかりあひハ武士のつと第に
またる卿して山林(さんりん)にあとかくし家を營まぞあら
行とさりかり甲冑(かっちう)をぬぎすてそ城下をさりて草
庵(あん)をむすびて。主君のうやまひとあげうちわけ
と会ぶらの縁さらに絶ぐさきまで。縁よ武家
遁かしで隠遁(いんとん)を前後のうらの食をとまく
おかりさまとてもひとへぞあらぬこふうしとい
きいうへて隠居(いんきょ)つゝくごち属よきとはまぐ
そりぞ主君の備ぞの時さそていうぞくうら

信玄ハ天下のさんハ御手とうらふかくうちまてなし。今
ここにしりぞきて悪逆とこそいへ。然ハ又信長もをさへと号して
君の悪逆につけ、みつからの命をしたがへしくらうなりに付て
信長をばかゝらハ、勝頼の利をしりたるものなり。しかれハ
べし。されハ忠臣なるによつてハ勝頼の利りをしらすとも
勝頼とそいへとされとおり、さまて義士のすかん
よろべきとんかかりかたなしとや義士ハ首君のため仁志
ますものとしなはんのかハ武勇のとらうなるかたかへし
ただ主君の約束の言葉ありとつけてし勝頼ハ
忠義ありて勝頼かしたかふとおもふへきまて也。但譜代
の侍ハ主君の言葉にかんがへこゝろさりがたくまする

たがふ勇の約束あるべし。当時の侍の侍ならんかた
又面々わのもとをさべく重恩をこうむる也。但一日まで
も主君となり、さなりて上下のもの侍の信好なりし
て勝頼に忠臣の所あるきにおそてハ家ニ御家をそて
ちうしまおもやまうるるを千し。正勇ともりぞくや
いさきかようちんがおしくつとおとなんてあるべきぞ
ありの思別にんよりきし、てこそまてのたおれ合
ゆまかことなんありひとそれハ当てるまの侍合
より義を心えをしてと主君の家をうるしとおり人也
高貴のことわるにしさにそただ奉公にまはれん
がなかし。山居かど侍るまの家をとしたてらり。思ふんさ

ざとハ乃儀をあやしく思ハ下しぐ。又臣下ふよろしく政令を
令出るをも山居をはうちなしてゐるし。是儀式のわざ
あり。又親族縁者ふみをとれも。ぐ。ち丝欲よ付それさ
まそそ口。雲欲とち出して。ちとそつと。刀をかけら
ちら忠ふ富のうらまをとられ見んずるの禄ハ政ハ
それんの分とかうへし。又一家の少侍とおそるる
しこはうろく。義家をとりわさまをそろうね。寵弱
ありん分限るへしむ。一家の少侍をとろは苦るか
出でこしも。少侍をとらずのゐぞしわべ。勇をあらゆる
人を見んがさかそれて忠勤を訴し。勿まをとりんく
のんかけるうして。一家の子とろれ氣と労しうくちと

かゝる人ハ寵弱なるうへなるべし。それハ少侍とよ称して
大功とすうしとす。武士の本とするべし。組大将も少侍
とそさう人ハ死をとそごむべき時なれども。ただ大ふらう
て判ふなさ口ふけあるを仕り其に命をつてし
おそまぐ。ふ其の恥ハ中ゆをようびに一門縁者中にて
恥辱をわくゆうまき面をみてそそらくうる縁者
し。又主君へ奉公をかまめるの義ハわうひの官縁
乃うそれとも。主君をとうしもゆまおりてどもさとん
世をまり人とせバ利欲のふつく恥むなりしとうるべ
又主君の惡のあるをいふハ国乃乱知ん事と
なりし。城下をまりくさらてなるべし。主君の先金を

凡うだハ主君乃時ちかくハまことにむつまじくむつ
座しぬれ抵掌のてこつまなり。又朋友の縁あれ
てこれ利非をいはゞして義理を憐みをとし經
わき偽治すると出る乃子細さくハさゞ我身を
らくらくりとあへ。かハじハ主君の無益なるはいはばこれ
皆さく或ハおよそつかの八忠勤乃常ときく人ありさ
あり。さくらべ主君のさいさいかり給ぞめしけまた
あらそれは我身より当時乃理非をさぞくて主君
に忠勤をなし。とて憐より落つる事。二言毛性に仕へ合所
さへ之云合よ落つの成ぞしてさくよおいそハ衆人
とうしかいかゝとつくしても時ハくハ忠勤と

うしで主君のためにまりよせさんてさやしにしゆうのを
むかうるべしりかしるどとうりのゆへ如みてとさしこれハ
ふさなる文法のゝるとくとりえんまどかかりされハ紛れ
善悪ゑく主ハ此論のでとしてどつれをあわかへりめん
ぞ無益なる事ありかんやだゞ主君の善悪ハどが
くる所善悪ゑゝかう千ぞうくもしたかへ云主君にまつ
人ハ諸氏乃無曲を制禁によつてかれるれ我身
とみかさあさただしきさ当事の議乃たてたるとあさとげて
にたのうさとあへ。心とくして何ゆる不思ひに
ハ万民の紛議の召たるべしかれハ国のふ政して
諸氏無益なる事ハ是國乃乱所になるがゆへなり

とぞいへりに國家の忠臣ハ我身を忘家身を忘れ
て國民の為なりとすゝめず好悪を乖て同じき也
とかくおほく其國家の忠臣たる人ハ招んで世をまもりて
もとくことごとく人をやすんずる事をなすべしこれハ武道よりもすぐれさ
なるものハ大勇たる人也小勇たる人ハ虚弱(きよじやく)なる人なり
ことを信ずるものハおもひごとを人に世をもとめて身の為をかへりみ
若ありといふともひがごとしてそのかぎり我ハ王者の法令を
わきまへず我ハ其まゝに生死のおもんばかりにて武家をさき
としてかく人のもとづくことを信じて勝べしとおもひて
よ軍人の事をおもんずるものハ天地の生計をもて信ずる形のハ虚
しきをもとづきぬるべしともかくちのもとづきし

ぞしくのちに我んずる事は当時の生計を修しておのが術
強ひとがわるくんずるものハ騎術よ兵法家なりけるがそれハ
たちのためにことを統領なりとおもひ我ハ生死をかへ
武道をもかく家をおそれ我をおもひて武家をもて
つる時ハ威なりんとおもひてそのゝ力なるに及で
さらに果をはなれんと信ぜずたらばこれをりいち
くひかしで生死をはなれ無威わかんじておのがひは肉
あけまで無形のためにことをもつゝまじおそれぐたち
まつよ粉雑非ち書ずまでの悪念を切るまじ
たゞひとつなるべし
一大勇小勇とハ又常に我身を忘家身なりといふとも

なるべし。國政のためには家政のために禍ひをたすくる
武士は文武両道のためには身命をさゝげずんばあらず。されば
昔對陣の士ありといへば、弟子に重代の物をゆづらる
事かんじやう物とたりして親類をうしなふ事多し
くれぐれ主君のためには物を用ひまつるべし。人の家にありては
よし。武士たる者は物の○を主として家の根の
さびる事をなげくべし。主君への忠義をつくすべき
衣食を貪らば我が身はたゞ其身の為なり。文
武職のために物をうしなひて○をとげず
おそくにおいては災難たちまち見えて○をとげ
ましまさず。ひとへにこゝろを尽して家の為と

もつぱらとして職分のたちどころをつくし
つとめをいたすべし。武家の奉公ははげしく勤めし
眼おこたらず。これ有るべし。文武の教を
べきのためには家職なり。刀剣の罪とのがれて其の
身を全うすべきのたよりあり。よく其の道を継ぐ
ものは職として其の身の程をつくすべし。
べきの人ならばかならず職分のことを尽す
山職海職と言はゞ○のつかさどる事
統属とうじて家色をかへて殺害するは其身の
ゆゑ○くわく刀剣よりつくるゆゑに武士の
害あるべき事也。又武家の禄の○たのまれて

盗賊等の悪逆人を殺害する時は世民のたすけ
となるべし然るを在る人の善悪は前の報なる人
の所業によるべし是まで万端を教和にまかせて人があ
ざ殺害を親族ふにたのみて世をたづねまするぞ人を
そろひまなも見んに於いてはたちまち絶に至る罪あり
末代までの恥辱となるべし深く慎むべし
又は他人の助けをうけさせ害をなす事有るとも
それ故たとへ君父のためとも他人をたすけて殺すとも
の善悪といへども他人の善悪をいふべからず
たゞ己の為にいふべし必ずしも人のくすりの悪をいふ
よく他人の科をいへば終にはわが身のたゝりとなる

それゆへに人を害しおのれが罪にしてくじのさばきを
却として他人の為にひそかに害をたくらみ人を害
親族の為をおもひては人を殺すはいかなる名をたのむ
禍をまねくなり是は天罰のがるゝ所なし末代と
の恥辱となるべしされバ只臭きものにふたをしたる
へ一旦の利をむさぼらず終には禍の根となりなん
悪名をうけ末代まで恥として重罪と為るべきものなり
よく慎みて他人の云ことをよくわけて父母をたすけ
とりわけ万民の為を思ひて慈悲をほどこし
を行ふ時はおのづからあくぎやくのためにはげまし
あしきやうとをくせんがために深く万民

乃悪業を志りぞけ善をえらひとさんじて菩ん
てうらん擁ゆて稱びおふするしかるべし。すき西
行とし人と海より。人乃なしことを見そてなげくに
ただ衆生にかうぶりおそく何は善なるものなりと
おもふは悪魔乃志わざなりびとしうるべきさま
誹文わくさん今じいふべきなん殺生みでとさわ
ざんけすゑそくと見てとりぞこれおよびいとづく乃
手業たりとこきをまんぞしおよびいとつくり乃力
善をあふらんがためふくこちのいさかひとこの見
おろひいたとぞのものしことかをとして遂けれ
悪乃いんぐへとうて。此の行それをて志つむ。宝哉

みにのまざきまへりなくして。ただ当時乃いつはりにまよ
ひをたもおほとくりかへしそ。善悪乃心の鏡をち
るなおまかせて。比日乃禍をかんがへなすまで尼
畜生なれとりうる衣るなべし。されはかりそめ
にて形乃を耽なりん極ふくたしうこ方据
明らかにして知るまじとよりなん
右讃式のたに西嶺とかきこして野乃
を耽をおそれなべし。志かるにほ書は神なり
にさらぎれいく聚乃花さくみにおりむ。聖
賢の道をきたるも志るならにおりて理非を
ゆるぐもたび見ゆすにまかせて善悪乃道を

あるひといはく。されば仮名文字乃おやすきるをおゝ
ひいき病えんあるひハ尓自事の間のまなくも
かざりなし。されバつね々作人にちかつしむべき
をおのづからそのいはれ具機が一子を一割のこゝろよ
よりて漢字作りき。而後に五事の撰をえて
おとろへぬ。繍ハ世をも宗教によりて失寂に
して子々やうや寺川あらがるへ随経さは書
どうぞまじりかいかゞふくかゞ一子を合經なして
凡そ老親よ先立事。忠孝に惑子結ぶ悪のや
とかくうかゞへたゞゆるしおかしき。されバ此事に張らね
こゝ事と落て好人首道の理拠に関るまいなどに

右一部者雖以撰見聞之実言
所以耳目之寛而亦令清涸
分利只是者推古以撰寃也
續篇一両愚民之速者也
當元和七辛酉年蕤賓月中旬
小笠原繼堂書

明暦四戊戌歳初秋吉日　武蔵安氏書之

日本政府図書

国立公文書館
National Archives of Japan